R2．10　仙台地方裁判所第4民事部

第三者からの情報取得手続の流れ

申立～発令まで

申　　立　　て

管轄裁判所：債務者の住居所を管轄する地方裁判所

申立書：求める情報の種別ごとに提出

申立費用：1個の申立てにつき1，000円分の収入印紙，郵送提出の場合は94円分の郵便切手

《預貯金債権等》の場合　第三者1名の場合5，000円の予納金　（第三者が1名増すごとに4，000円を加算）

申立人直送用封筒（レターパックライト）　第三者の数に応じた通数

《給与債権》の場合　　第三者1名の場合6，000円の予納金　（第三者が1名増すごとに2，000円を加算）

（法　：民事執行法
規則：民事執行規則）

裁判所

①法206条1項《給与債権》，法207条1項又は2項《預貯金債権等》の要件の審査
②法206条2項《給与債権》，法205条2項の事由の調査
など

発　　令

〔金融機関（銀行など）〕
（法207条1項）

〔公的機関（市町村など）〕
（法206条1項）

却　下

申立人に告知
（規則2条2項）
→ 正本を送付

債務者へ送達
（法206条2項，法205条3項）
→ 正本を送達

申立人へ告知
（規則188条）
→ 正本を送付

執行抗告
→ 抗告認容
→ 抗告却下・棄却

確　定

申立人へ告知
（規則188条）

第三者へ告知
（規則188条）

第三者へ告知
（規則188条）
→ 正本を送付

第三者へ告知後，申立人に債務名義を返還

情報提供以降

第三者は，執行裁判所に対し，書面で情報提供
（法208条1項）

〈第三者が申立人へ情報提供書を直送〉

第三者は，執行裁判所に対し，
上記書面の写しを提出する必要なし
（規則192条1項但書）

情報提供書が提出されてから，
1か月経過後

債務者へ通知
（法208条2項）

〈直送以外〉

第三者は，執行裁判所に対し，
上記書面の写しを提出
（規則192条1項本文）

申立人へ回答写し送付
（法208条2項）

情報提供書が提出されてから，
1か月経過後

債務者へ通知
（法208条2項）